

令和6年度第1回福岡県こども審議会 会議要旨

1 開催日時

令和6年7月12日（金）14時00分～16時00分

2 開催場所

福岡県中小企業振興センター 401会議室

3 出席者

別紙のとおり

4 審議の内容

（司会）

それではただいまから第1回福岡県こども審議会を開催させていただきます。本日の進行を務めます福岡県福祉労働部こども未来課企画監の森山と申します。よろしくお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、まず2の委員紹介を行わせていただきます。本審議会の委員の皆様のご紹介となります。本来お一方ずつご紹介をさせていただきたいところですが、本日は進行の都合上誠に申し訳ありませんが、皆様のお手元にお配りをしております所属、役職、氏名を50音順に記載をさせていただいております委員名簿、こちらの配布をもってご紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、併せて各委員の皆様には辞令を交付させていただきたくところですが、こちらもお席に本日の資料と一緒に配布をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、審議会の定足数の確認とご報告でございます。開会時点で委員総数24名中オンラインでのご出席2名を含め20名の委員にご出席をいただいております。またこの後一名の委員がオンラインにて参加の予定でございます。本日欠席は3名となっております。この結果、本日の審議会は福岡県こども審議会条例第7条第2項で要件とされている過半数13名以上の出席をいただいておりますので有効に成立をしていることをご報告いたします。

それでは次第の3に入りまして、福岡県服部知事よりご挨拶を申し上げます。知事よろしくお願いいたします。

（服部知事）

皆さんこんにちは。福岡県知事の服部誠太郎でございます。到着がギリギリになりまして、申し訳ございませんでした。山笠も動いておりまして、なかなか迂回迂回でやってまいりました。

県庁から出てすぐなんですけども、今知事公舎の方でこの春に着任されました楊慶東駐福岡中華人民共和国総領事、意見交換をしていたところでございます。そういった中でも、やはり本県は江蘇省と長い友好提携を結んでおりますが、江蘇省はもとより中国各地の青少年ですね、日本青少年と中国の青少年の交流、修学旅行の相互交流を含めこれからぜひ発展させ

ていきたいというお話をまぎにしてきたところでございました。そういったこともございますが、本日は大変お忙しい中で第1回目となります、福岡県子ども審議会にご出席を承りまして誠にありがとうございます。

そして、また委員の皆様には日頃から本県の行政施策の推進に対しまして、深い理解、大きなお力添えを賜っておりますことを改めて厚くお礼を申し上げます。

今回ですね、また青少年育成、こども福祉、子育てといった各分野で先進的かつ大局的な視点から県が取り組むべき課題また政策についてアドバイスをいただくということで船橋様、湯浅様、佐藤様のご3名にアドバイザーとして新たにご就任いただいたところでございます。心より感謝を申し上げます。

本日の審議会の来年度から5カ年を期間といたします、福岡県こども計画について策定に向けた諮問をさせていただきたいと考えております。我が国の今直面しております課題、もちろん様々ございますが、何といたっても最大の問題は人口減少ということだと思います。昨年の出生数、そして合計特殊出生率は過去最低を更新しています。福岡県は全国の中でも良いというふうに言われますけども、この我が県でも出生数は3万3942人と過去最低でございました。合計特殊出生率は1.26。過去二番目の低さでございまして、少子化に全国も、我が県も歯止めがかかっていないというのが実情でございます。また同時にですね、児童虐待、いじめ、そしてまた若い方の自死、こういった問題がございまして、こどもの青少年を取り巻く多くの問題が存在すると認識をいたしております。こういった中で昨年4月に施行されました、こども基本法に基づきまして、国はすべてのこどもが権利を守られ、そして健やかに成長し幸福な生活を送ることができる、こういった社会を作っていくということで従来の三つの個別大綱、少子化対策、そしてこども・若者の育成対策、そしてこどもの貧困対策。この三つの大綱を一つの大綱にまとめまして、こども大綱として一元化をしたところでございます。

県といたしましては、今年度この国のこども大綱を踏まえまして、県のこども政策を総合的に推進いたしますために、人財の育成・少子化対策、そしてこどもの貧困の解消。このことに向けた対策といったこれまでの三つの県の計画を福岡県こども計画として、我々の方もこれより一元化、一本化するという方針でございます。このようなことでございますが、私といたしましても、県政を進めるにあたっての重要施策と申しますか、いの一番に掲げておりますのはやはり人財の育成。福岡県の未来を、将来を切り開きそして担っていってもらう。これはやはり人でございます。この人財を育成していくということこそがやはり最大の課題であり、そして取り組むべき、チャレンジすべき問題であるというふうに考えております。こういうふうなこどもをですね、安心して産み育てることができる。そして若者が勇気を持って自らの可能性を切り拓いて、失敗を恐れることなくチャレンジして世界に向かってですね、飛躍していつてくれるそんな若者を育てていきたいというふうに思っております。こういうふうなことが可能となりますように、この福岡県こども計画。これが子ども達のより良い未来、そして子ども達が切り開いてくれる我々の福岡県の素晴らしい未来を作っていくための計画となりますように、何とぞ皆様方のお力を拝借したいと考えております。

どうぞ皆様方にはこの会議におきましても、このために忌憚のないご意見が賜られればと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは本日はどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(司会)

ありがとうございます。それでは次第4、会長選出に入らせていただきます。福岡県こども審議会規則第4条により、会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、今回県事務局といたしまして福岡教育大学名誉教授でいらっしゃる、田中敏明様に会長をお願いしたいと考えております。委員の皆様よろしければ皆様の拍手でお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。（拍手）ありがとうございます。田中敏明様を会長に選出させていただきました。それでは田中会長、中央のお席へご移動いただきご挨拶をお願いいたします。

（田中会長）

どうもみなさんこんにちは。ただいま皆さんの方のご承諾をいただきまして、会長を引き受けさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。この審議会は福岡県のこども施策、様々な重要事項を調査しようというふうに思っております。今、知事の方からのお話がありましたように、これまで国も県もこども対策、様々な対策を進めてまいりましたが、先ほどお話ししましたこどもの問題、いじめとか不登校とかですね。様々な問題が減少の兆しを見せてくれませんし、出生率はどんどん低下して、こういう非常に解決が難しい問題についてこれから私たちは審議をしていただかなければなりません。さらには今のこども達というのは、言われますように、予測が不可能な未来社会を生きていくこども達だと。そうなりますと、そういう未来社会で生きていく力を磨くということも大きな責務です。非常にいずれをとっても解決の難しい、対応の難しい問題ですが、幸いにもこの審議会とかこども施策に関する様々な専門分野の議員の皆さんのご出席をいただいております。ぜひそれぞれの専門分野、あるいはこの専門分野を超えて忌憚のない意見を出していただき、この福岡県でもこども施策、少しでも実りのあるものになっていくように私たち一緒になって力を尽くしていけたらと思っております。どうぞ会の進行、順調に進行いたしますようにご協力をいただいて、実りのある審議会にしたいと思っております。よろしくお願いいたします。それでは挨拶を終わらせていただきます。

（司会）

ありがとうございます。続きまして、5の諮問に入らせていただきます。報道機関、それから撮影される方は取りやすい位置まで移動されてください。それでは服部知事から田中会長に福岡県こども計画についての諮問書をお渡しいただきたいと思います。服部知事、田中会長お願いいたします。

（服部知事）

福岡県こども審議会会長田中敏明殿、福岡県こども計画について諮問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（田中会長）

お受けいたします。

（司会）

正面を向いた姿勢でも撮影をお願いできればと思います。服部知事、田中会長ありがとうございます。ここで、服部知事は公務のため退出をいたします。

（司会）

ではここで本日の会議の進行上の留意点についてご説明をさせていただきます。各委員の皆様におかれましては、審議事項においてご発言をされる際はマイクを通してお願いいたします。マイクは係の者がお持ちいたしますので発言の際は挙手にてお知らせくださいますようお願いいたします。

また本日対応いたします本県の出席者につきましては、お手元に配布をしております別紙名簿の通りとなっております。よろしくお願いいたします。それではここからの進行を田中会長にお願いいたします。田中会長どうぞよろしくお願いいたします。

（田中会長）

それではお手元にあります次第の方です。無事進行が円滑に進みますように祈っております。まず最初に、次第のトップ、アドバイザーの紹介を行います。

（こども未来課）

事務局のこども未来課でございますよろしくお願いいたします。本審議会ではこども審議会条例第7条第4項の規定に基づきまして、アドバイザーをお迎えし助言をいただきたいと思っております。3名のアドバイザーのプロフィール等につきましてはお手元の資料をご覧くださいと思います。本日は船橋力アドバイザーにご出席いただいております。説明は以上でございます。

（田中会長）

それでは今日ご出席させていただいております船橋アドバイザーの方からお願いいたします。

（船橋アドバイザー）

皆さんこんにちは、船橋と申します。よろしくお願いいたします。

私事ですが兄、姉が長年福岡に移住して、福岡で中高一貫校の校長と先生をやっております。そんな場所でこういう役割をいただけることを本当に感謝しています。でもなかなか福岡のことをまだ全然知らないのです、ちょっと的外れなことを言うこともあるかもしれませんが、それもそれで大局的な意見かもしれませんので、躊躇せずに話させていただきたいと思います。

今回、私は企業の研修、人材育成、それから小中高大の人材育成に関わってきた立場であり、直近十年だとトビタテ留学ジャパンという若者を海外におくる、最近だと地域未来留学という地方の高校に3年間留学とか、さとのぼ大学といたしまして、地方に1、2、3、4年で移住しながら学ぶという、いろんな国内外、いろんな世代の教育人材育成に関わってきたという立場からちょっと俯瞰的な意見をお願いしたいという依頼を受けましたので、そういうことだと思っております。

最初、今回の会議に際しまして、二つ特にお話したいなと思ったことをお話します。

一つは本当に多様なこどもたちが今いると。だから一緒に何かこういう感じということで議論しちゃいけないんだろうなということを思っております。多様という言葉ですね。例えばですけど、留学も若い者は留学の意識がないという話がありましたが、実は十年前から倍増しております。ただ顕著なのは二極化なんですね。すごい行きたい子も増えているし、

全然行きたくない子も増えている。二極化なので、なんとなく真ん中の子たちを対象に議論してもあんまり意味ない、という時にそういう多様な視点から見なくちゃいけないんじゃないかと思います。

それから、例えばあしたの寺小屋ということで過疎地に寺小屋を作ることをやってみました。北海道中心に十か所作りました。そしたらですね、よく機会格差、体験格差という言葉が今問題になってますけど、それ以前のことで可能性格差だったんですね。どんなに情報、機会をいかに示しても自分には可能性がないとかですね、みたいなことでまた違ったんです。そういう意味で、福岡県においても中心にいるこどもたちと、私の方にくるこどもたちと一緒に考えちゃいけないんじゃないかとかですね。そういうことを含めて、多様なこどもたちの視点を意識したいと思っています。

二つ目が、若い人たちの視点ということです。私はダボス会議という世界的な会議に参加する機会をいただいているんですけども。5年前ぐらいですかね、急に今まで議長が共同議長と四人ぐらい、三菱商事の会長とか国連の事務総長とか70代ぐらいの人が4人並んでたのが、30代未満8人に変えちゃったんですね。それは例えばいろんな世界で起きているとを有識者が情報を持って知恵を持っている人が議論しても答えが分からない時代において、やっぱり若い人の感性と彼らが時代を作っていくので、彼らの視点が大事だということで共同議長は30歳が並びました。そんなことがありました。

これは本当に正しいものの見方じゃないかと思っています。そういう意味で、ここから専門委員会においては私の提案としてはぜひこういう場に大学生が入ってみるとか高校生が入っているとか小学生が入っているとかそういう場もあっていいんじゃないかと思いますが、一旦私が今、高校生大学生とかなり触れていると思っていますので、彼らと視点をイメージしながら発言させていただくのがいいんじゃないかなと思っています。ちょっと長くなりましたけど、多様さと若い視点の大事さをちょっと意識しながら私はやっていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

（田中会長）

船橋アドバイザーありがとうございます。続きまして、佐藤拓代アドバイザーと湯浅誠アドバイザーのお2人、本日本会議にはご欠席ですが、動画の形でコメントをお預かりしております。動画の再生をお願いいたします。

（佐藤アドバイザー）

本日の第1回福岡県こども審議会に出席できなくて申し訳ございません。私は公益社団法人母子保健推進会議会長の佐藤です。動画で僭越ですが私の思うところを述べさせていただきます。画面共有いたしますので少々お待ちください。

パートナーとの生活が始まり、新しい命が生まれ家族になりますが、このプロセスは予測していない事が日々起こるプロセスとも言えます。お仕事への対応やこれまで描いていた生活と現実との調整などです。自分の親は大勢のこどもがいた時代で子育てをしたかと思いますが、今はこどもの数が減少し高齢出産や不妊治療後の妊娠など一人ひとりの子育てに負荷がかかっています。様々な分野で川上から川下までという概念が使われています。家族になり子育てをすることを川上から川下で考えると、最初の男と女が一緒になり妊娠出産することは川上で、子育てを行う生活で様々な問題が起こることが川下です。川上で小さな問題が起こり、それを解決することができないと下流では大きな波になり家族が溺れてしまうかもし

れません。これを予防するためには実家や夫婦の当事者だけではなく取り繕わない、本当のことを話せる支援者との信頼関係づくりが何より重要です。

平成6年3月30日にこども家庭庁成育局長・支援局長が連名通知で発出された、こども家庭センターガイドラインでは、初回面接時、訪問時等の支援者である職員の姿勢に傾聴、共感、承認が重要であると示されました。課題を見つけ出しそれに対し支援を行う姿勢より、ゆっくり話を傾聴し、生活に共感し、頑張るよう承認する信頼関係づくりの姿勢です。物事が起こってからの課題を指摘する支援ではなく、起こる前の支援者との関係づくりが関係機関で重要と思います。予防の視点をどこかで入れていただければと思います。発言させていただきました。よろしくお願い致します。

（湯浅アドバイザー）

皆さんこんにちは。認定NP0法人全国こども食堂支援センターむすびえという団体で理事長をしております湯浅と申します。今回はこのような形での参加となって大変恐縮です。よろしくお願いします。

福岡県さんには、こども食堂のネットワーク、福岡県のこども食堂のネットワークの皆さんには大変ご指導いただいて、普段からお世話になっております。また今年の5月には福岡県の市町村長さんたちにお集まりいただいて、こどもの居場所やこども食堂に関してご理解いただくためのトップセミナーを開催させていただきました。そういう点では福岡県には格別のご縁を感じておりますので、微力ながら何かお役に立てることがあればと思って今回引き受けさせていただきました。

こども食堂は昨年時点で全国に9132カ所まで確認できました。ほぼ全国の中学校数と同じになりました。福岡県下においては、昨年9月時点で342カ所のこども食堂が確認されておりまして、通っている、参加しているこどもさんは年間延べで40万人。校区実施率については、3つの小学校があれば1つ以上のこども食堂があると、そういう状態になりました。こうした中で私たちとしてはですね、これは地域の方たちの多世代交流の場、こどもさんが大人、いろんな大人の方たちや地域の高齢者の方たちを含めてですね、そしてまた多様なこどもさんたち、異年齢のこどもさんたちとか、違う学校のこどもさんたちとか、そういうこどもさんたちと関わる中で、調査を去年行いましたけれども。こういう中でこどもさんのここは誰でもあの安心できる場所だとか、本音を話せる人がいるだとか、あるいは自分は誰とでも仲良くできる方だというふうに感じ取るこどもさんの割合が優位に増えていくということも分かっております。そういう中でこの取り組みをこども計画の中に適切に位置づけられるよう尽力していきたいと思っております。

そういう意味では、今回の柱の中でですね、このこども食堂。柱の2番である、成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成、というところ。そして9番。居場所づくりの推進というところに位置付くかなと思っておりますが、同時に今こども食堂が多世代交流の場になっているという現実。また、こどもの健全な育成のためには地域の多様な大人の関わりがとても大事であるという一般的な原則です。また、日本の現状はこどものいる世帯がついに2割を切ってしまって、8割はもうこどもさんがいない世帯だというような現実や地域コミュニティの維持そのものが課題になってきている。そういう現状を踏まえてですね、私は同時にこの4つの柱の根っこにですね、健全な地域づくり、いろんな人たちが関われるこどもを真ん中にしつつですね、多様な方たちが関われる、そういう地域コミュニティの維持や活性化、地域づくり。そうしたところがあって、その上でこどもまんなかを実現してい

くというようなメッセージが入ると嬉しいなと思いながら、この審議会に関わらせていただければと思っております。できる限り適切な意見を述べられればと思っておりますが、皆様のご意見に学びながら私としても取り組ませていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

（田中会長）

ありがとうございます。お三方には、今後こども計画の策定に向けて様々な助言をいただくことにしたいです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは本日の審議事項として、福岡県こども審議会について、福岡県こども計画策定の経緯等について、専門委員会の設置について、福岡県こども計画について、今後のスケジュールについての5つとなります。まず福岡県こども審議会の公開等について事務局からお願いいたします。

（こども未来課）

審議事項の「1 福岡県こども審議会の公開等について」でございます。お手元の右肩資料1をご覧くださいと思います。福岡県こども審議会運営規則（案）をお配りしております。福岡県こども審議会の所掌事務や組織、委員の任期等につきまして、本日配布資料の1としてお配りしております、こども審議会条例において規定されておりますので後ほどご確認いただければと思います。今回説明いたします資料1につきましては、審議会の立ち上げにあたりまして、もう少し実務的、運営的な事項についてあらかじめ取り決めることを目的として運営規則の形でお示していくものでございます。中身についてかいつまんでご説明させていただきます。

第1条は本審議会の公開について規定するものでございます。会議は原則公開といたしまして第1号から第7号の規定に該当する場合に非公開にすることができますので、適切に対応してまいります。

第2条につきましては公開の方法について規定しております。希望する方は傍聴することができ、会長が必要に応じて傍聴人の退場を命じることができることとしております。

第3条は会議の周知でございます。県のホームページによって開催を県民の方に周知いたします。

第4条は会議録のところについてでございます。公開とした会議の会議資料及び会議録につきましては県ホームページに掲載する方法により公開をいたします。

第5条は代理者の出席等についてでございます。委員が欠席する場合に代理人の出席が認められます。代理人は会議の出席とともに発言することができます。なお、審議会の議事の決定につきましては出席委員本人のみが対象となりますので、御補足いたします。

第6条、第7条についてはご覧のとおりでございます。説明は以上でございます。

（田中会長）

ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明をいただきましたけれども、ご質問ございますか。ないようです。事務局案で進めさせていただきたいと思います。

続いて、福岡県こども計画策定の経緯等について、及び専門委員会の設置について引き続き審議したいと思います。ご説明をお願いします。

（こども未来課）

事務局でございます。審議事項（2）福岡県こども計画策定の経緯についてでございます。お手元の資料の右肩資料（2）をご覧くださいと思います。一つ目の○は国の根拠を記しております。令和5年4月に施行されました、こども基本法に基づきまして、国はこども施策、下の四角の枠の中に記載しておりますけれども、①のこどもに対する支援、②の若者や子育て当事者への支援、③のこどもの養育環境の整備といった、こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策を総合的に推進するため、これまで国が個別に策定しておりました、こども若者育成支援推進大綱、こどもの貧困対策の推進に関する大綱、少子化対策大綱をこども大綱に一元化することとし、令和5年12月22日こども大綱が作成されています。二つ目の○は国の動き、検討を踏まえたものでございます。県は国のこども大綱を踏まえまして、こども大綱に関連する現行の県計画、こちらの下の四角の中に記載している三つの計画を福岡県こども計画に一本化することとしました。福岡県こども計画は令和6年度中に作成することとし、計画期間は令和7年度から11年度までの5年間としたいと考えております。三つ目の○は福岡県こども審議会についてでございます。県の現行計画の一本化に合わせて計画の諮問機関を統合することとし、令和6年2月議会におきまして、こども審議会条例を議決頂きまして、福岡県こども審議会が設置されまして、本日委員の皆様にお集まりいただいたところでございます。

続いて、（3）専門委員会の設置について説明させていただきます。先ほどの（2）の福岡県こども計画策定の経緯等についてご説明いたしましたとおり、福岡県こども計画は国のこども大綱を勘案した上で、県の現行の三つの計画を一本化し、審議会では一体的に審議いただくこととしていますが、県のこども施策は結婚、出産、子育て支援からこどもの健全育成、若者の就労支援と多岐にわたっていることから、こども審議会に三つの専門委員会を設置することとしたいと考えています。具体的には専門委員会ごとに重点的に議論していただく分野を設定いたしまして、その上でこども計画に係る議論を深めていただきたいと思いますと考えております。

お手元資料の右肩資料の3をお願いいたします。福岡県こども審議会専門委員会設置要綱（案）をお配りしております。

第1条は専門委員会の設置について記載しております。こども審議会に（1）青少年育成支援専門委員会、（2）こども福祉専門委員会、（3）出産・子育て支援専門委員会の三つの専門委員会を設置いたします。

第2条は各専門委員会の調査事項について規定しております。調査事項は本審議会において決定することとしております。具体的には本日この後の審議事項の中でご了解いただければと考えております。

第3条は各専門委員会の委員長について規定しております。委員長はこども審議会の会長が指名することとしております。

第4条は各専門委員会の構成について規定しております。こども審議会の会長が指名するこども審議会の委員におかれましては、専門委員会にご出席いただきましてご議論いただきたいと思います。また、専門委員会のみに出席いただく専門委員につきましても、会長の指名において選任されることとしております。

第5条、第6条の通り専門委員会は専門委員会の委員長が開催し調査結果を審議会に報告することとしております。

第7条は専門委員会の会議の公開について規定をしております、ご覧の通りでございます。資料3の別紙1としまして、申し訳ありません。1ページ開いていただきまして。専門委員会の設置をご承認いただいた後のイメージ図を変更しておりますので、ご確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

（田中会長）

ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明をいただきましたけれども、質問はあります。ないようですので、私としては事務局案に、ご説明いただいた事務局案で進めさせていただきますと思います。

それでは、ただいま設置されました三つの専門委員会ではありますが、会長の方からそれぞれの専門委員会の会長を指名するようということでしたので。

まず、青少年育成支援専門委員会。こちらの方は松浦賢長委員に。それからこども福祉専門委員会は今日ご欠席のようですが安部計彦委員に。出産・子育て支援専門委員会は安河内委員という以上のお三方をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

続きまして、各専門委員会を構成する委員の選任ですが、これも審議会の会長が指名することとされておまして、お手元の資料3の別紙の通り指名させていただきたいと思います。専門委員長をはじめ本審議会と専門委員会を兼ねる委員もおられますが、どうかよろしくお願いいたします。

それでは引き続き、福岡県こども計画について事務局の方から説明をお願いいたします。

（こども未来課）

こども未来課でございます。審議事項の（4）福岡県こども計画についてでございます。右肩資料4でございます。県では計画の策定にあたりまして、まず1現計画の検証を行っております。県では国の少子化対策大綱、子供若者育成支援推進大綱、こどもの貧困対策を推進に対する大綱を踏まえて、表に記載しております、三つの計画を作成し様々な政策を推進しておりました。計画も実効性を確保するため各計画におきまして、数値目標を設定し、施策の進捗を管理しており、その状況につきましては表に記載の通りでございます。

各計画について申し上げますと、少子化の流れを食い止めることを目指し、結婚応援や子育て支援の充実等に取り組んだ子ども・子育て応援総合プランでございますが、保育所の待機児童が1232人から100人と5年間で大幅に減少した一方、合計特殊出生率が1.49から1.26と0.23減少いたしまして、少子化に歯止めがかかっていない状況でございます。こどもが権利の主体であることの明確化及び家庭養育優先の原則の徹底を目指しました、社会的養育推進計画、子ども・子育て応援総合プランの個別計画として策定しておりますけれども、ファミリーホームが6か所から13か所に約2倍増加した一方、虐待等により家庭で暮らせないこどもの里親の委託率でございますけれども、平成30年度から増加はしておりますけれども、目標までには届いていない状況でございます。

豊かな心と志を持つたくましい青少年像を目指した青少年健全育成総合計画ではアスリートの遠征合宿費用の助成や、理数系科目に係る教育の充実におきまして、国民体育大会や科学の甲子園ではそれぞれ11位から7位、13位から10位と上昇するなど一部改善する報告が挙げられた一方、10代の千人当たりの刑法犯少年数は2.5人から3.1人と増加しております。

こどもの貧困対策推進計画ではこどもが経済的な理由で進学を諦めることがないように取り組みましたが、児童養護施設のこどもの大学進学率は24.2%から45.9%と約2倍に増加した一方、生活保護世帯のこどもの大学進学率は40.5%から34.7%と、5.8%減少しております。その他のいま触れた以外の目標値の進捗状況につきましては、添付しております資料4の一番最後、A4の方にありますが、目標をつけております。進捗の順調な目標につきましては引き続き取り組みを進めていくとともに、減少又は後退している目標につきましては改善等を図っていく必要があると考えておりますので、計画策定の中で検討を行ってまいりたいと考えております。

A3の右側の方に入ります2番、こどもを取り巻く現状についてでございます。

(1) こども・若者の現状でございますが、こどもを取り巻く状況は深刻さを増していくデータといたしまして、児童虐待、いじめの認知件数、不登校の児童生徒、十代の自殺者は年々増加しております。全国ベースの調査になりますが、こどもの貧困率は平成24年度をピークに減少傾向にあります。特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の数は増加しております。

虐待ですね、まとめてありますけど虐待やいじめの認知件数、不登校等ですね、児童生徒、自殺の増加など困難を抱えるこどもへの対応についてしっかり取り組んでいく必要があるかと思います。

また、こどもの貧困につきましては、先ほど申し上げました生活保護世帯の大学進学率など依然として課題がございます。こどもの貧困の解消に向けた対策を引き続き推進する必要があると考えております。

次にこども計画策定の基礎資料とするため、昨年度二つの意識調査を実施しております。青少年の意識・ニーズに関する調査報告書におけるこども・若者の意識といたしましては、将来の職業生活について転職や起業を肯定する高校生が前回調査より前向きな回答が増加する一方、進路選択の基準に迷うなどの高校生も増加しています。海外留学や海外で仕事をしたいと回答した人は小学校で25.3%、中学生で26.2%、高校生で32.9%、また社会がだんだん悪くなるという感じがあると回答した人は、小学生で66.3%、中学生69.1%、高校生70.5%といずれも前回調査と大きな差はございません。近年の急速なデジタル技術の進展や、これまで経験したことのない大規模災害とか新型コロナウイルス感染症の発生など先を見通すことが困難な場面が多くなっている中、引き続きこどもの生き抜く力の育成に取り組む必要があることが分かるデータになっているかなと考えております。同じく子育て等に関する県民認識・ニーズ調査報告書における子育て等に関する県民の意識についてでございます。こどもの意見を行政の施策に配慮させることについて、「こどもは守らなければならない未熟な存在であり大人が中心となって政策を決めるべきである」と回答した人が割合は約6割となっております。理想より実際に持つつもりのかどもの数が少ない理由についてでございますが、負担面では「子育てにお金がかかる」が前回調査より4.7%減少しているものの、53.2%と最も高くなっております。「心理的負担が大きい」は15.7%で、前回調査より3.7ポイント増加しております。環境面では「仕事と育児の両立は困難」が前回調査より3%減少しているものの、46.2%と最も高くなっています。こどもが権利の主体であることについて県民の理解の促進が必要であり、また子育てに係る負担の軽減や仕事と子育てを両立支援に引き続き取り組む必要があるというデータとなっております。

1ページをめくっていただきまして、今回作成いたします計画における基本的な考え方と基本的な方向の案として示すものでございます。こども計画が目指す福岡県の姿といたしまし

て、「全てのこどもが未来に希望を持ち、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」としております。これは、本県の総合計画というのがマスタープランでございますが、全体の計画の目標である「誰もが安心してたくさんの笑顔で暮らせる福岡県」をもとに、今回こども計画を策定するにあたり勘案すべき国のこども大綱におきまして、こどもが権利の主体であることが明示されたということで主語をこどもとしております。また目指すべき社会としてこどもまんなか社会、すべてのこどもや若者が身体的精神的社会的に幸福な生活を送ることができる社会が示されております。具体的には夢や希望を叶えるために希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができるとされたことを踏まえまして、こどもを主語とし、未来に希望を持ち、たくさんの笑顔を盛り込むということでわかりやすく直接的に目指す福岡県の姿を記載したものと考えております。

次に基本的な考え方でございます。国のこども大綱における基本的な方針が示されておりますけれども、それをもとに本県の大きな目標である人材の育成を加えたものとなっております。

①こども若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し権利を保障しこども若者の今とこれからの最善の利益を図る。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重しその意見を聴き、対話しながらともに進めていく。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し十分に支援する。

④予測困難な時代をこども若者が生き抜く力を育成する。

⑤良好な成育環境を確保し貧困と格差の解消を図り、全てのこども若者が幸せな状態で成長できるようにする。

⑥若い世代が家庭や子育てに夢や希望を持ちその希望が叶えられるよう生活の基盤の安定を図るとともに子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む。

以上の6つをこども計画における基本的な考え方としております。

次に基本方向四つの柱として、

①全てのこどもが持つ権利の保障、こども若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参加する機会を確保され、年齢や発達に応じて意見が尊重され最善の利益を優先して考慮されるよう支援するとともに社会の理解促進に取り組むことによってこどもが持つ権利を保障する。

②成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成、こども若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。一人ひとりが自分の可能性に気づいてその能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながらはばたくことができるよう失敗を恐れず夢に向かって果敢にチャレンジするこども若者を応援する。

③きめ細かな対応が必要なこどもへの支援、すべてのこども若者が幸せな状態で成長できるよう困難な状況に置かれているこども若者をその特性や支援ニーズに応じてきめ細かく支援する。

④結婚子育ての希望を叶え、こどもを安心して産み育てることができるための支援、若い世代が結婚や子育てに夢を抱き、その希望が叶えられるよう若い世代の経済的社会的自立を促進するとともに地域社会全体で結婚の応援を推進する。家庭や地域、職場において子育てへ

の理解が深められるとともに、安心してまた喜びをもって子どもを産み育てることができるよう子育てをみんなで支える社会づくりを進める。

今申し上げましたこの基本方向、四つの柱ですけれども、先ほど申し上げたこれまで三つの計画で取り組んできた内容を継承するとともに、新たに全てのこどもが持つ権利の保障を一つ目の柱として加えております。これは国のこども大綱においてこども施策に関する六つの基本的な方針の1番目の柱として、こどもが権利の主体であることが明記されたことを踏まえ、この計画において、こどもが権利の主体であることを一つ目の柱として位置づけ具体的にこども施策に取り組むこととするものでございます。

A3資料の右側です。施策体系案についてでございます。四つの柱ごとに取組事項、中項目を記載しております。

「1 全てのこどもが持つ権利の保障」の柱では、こども若者を権利の主体として尊重することについて取り組むこととしております。これまでもこどもの権利条約にうたわれているこどもが権利の主体であることについて、市町村と一緒に県民の皆様への周知に取り組んできたところですが、県全体での共有につながるような普及啓発の取り組みを検討していく必要があるかと考えております。

「2 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成」でございます。ここでは引き続き成長段階に応じたこどもへの支援、人財の育成に取り組んでまいります。取組事項で従来の計画と比較して大きな変更点のみご説明いたしますと、2番の幼児期までの育ちの保障を追加しております。これはこども大綱と同時に策定されました「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」におきまして、誰一人取り残さない等しい育ちの保障に向けては課題があり、誕生・就園・就学の前後や家庭、園、関係機関、地域等の環境間に切れ目が多く、こどもの誕生前から幼児期までの時期は生涯にわたってウェルビーイング、身体的、精神的、社会的に幸せな状態の向上について最も重要な時期であるということの考え方を踏まえたものでございます。

先ほど湯浅先生から言われましたが、居場所づくりの推進でございます。これにつきましては、これまで本県のプランにおきましても放課後の居場所づくりとして取り組んでまいりました。こちらもちども大綱と同時に策定されました、「こどもの居場所づくりに関する指針」におきまして、居場所がないことは孤立の問題に深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠であり地域コミュニティの変化、こどもを取り巻く環境の厳しさ、価値観の多様化を背景に様々な地域で居場所づくりが実践されていることを踏まえ、国の方で指針として考え方が示されておりますのでそういったことを踏まえて入れておるものでございます。

「3 きめ細かな対応が必要なこどもへの支援」でございますが、柱の中に大きな変更はございませんけれども、先ほどのこども若者が取り巻く現状のとおり、虐待・いじめの認知件数、不登校の児童生徒、十代の自殺者の増加など困難を抱えるこどもへの対応をしっかりと取り組む必要があると考えています。

「4 結婚子育ての希望を叶えこどもを安心して産み育てていくことができるための支援」でございますけれども、こちら大きな変更はございませんけれども、県では少子化に歯止めをかけるため、仕事と生活の両立のための働き方改革の推進や結婚・出産・育児など若者や当事者の方々がそれぞれのライフステージに合わせて施策に取り組んでおるものでございます。

現在も国の方でも今後3年間集中的に取り組む、こども子育て支援加速化プランが示されておりまして、こうした国の施策も踏まえながらより県民ニーズに即して効果的と判断されるようなきめ細かな施策を検討してまいりたいと考えております。

一点の資料の訂正がございます。資料4の1枚目、現計画の検証のところなんですけれども、三つ目の前でございます。すいません。保育所の待機児童数でございますが、1232名から100名としておりますが、正しくは1232人から56人でございます。56人でこの数字はR5でございます。申し訳ございません。待機児童数ですが100人令和6年から56人令和5年に修正をお願いいたします。申し訳ございません、失礼いたしました。

施策体系の説明は、長くなりまして申し訳ございません、以上になります。今回の審議会では目指す福岡県の姿、基本的な考え方、基本方向、四つの柱、施策体系の取組事項、中項目までについてご審議をお伺いしたいと思います。併せまして審議事項(3)でご承認いただいた専門機関の設置に関連してそれぞれの専門委員会でご審議いただく調査事項について事務局案を提示させていただいております。すいません、お手元の右肩資料5の各専門委員会の調査事項をご覧ください、申し訳ございません。左側に、先ほどご説明いたしましたことも計画施策体系の案を記載しております。右側をご覧ください。福はこども福祉専門委員会、子は出産子育て専門委員会、青は青少年育成支援専門委員会となります。下の部分に各専門委員会の主な調査事項を表す黒丸(●)を設けております。下に説明をつけておりますが、黒丸というのは重点議論分野としております。重点議論分野の意味するところでございますが、まずお伝えをしたいのは各専門委員会において、こども計画を議論いただく際にその範囲を限定する、そういうことではございませんので、別の委員会に属する委員であっても計画全体を通したご意見をいただくことがあるのだと思います、そういったことを狭めるということではございませんということでございます。一方で複数の専門委員会で施策体系の案や計画の素案などを本当に同じもので議論いただくことになりますので、一つの目安として重点議論分野を示すことでそれぞれの専門分野における特に議論を深めていただきたいものをお示ししたものでございます。

次に資料5の別紙、福岡県こども審議会アドバイザーの専門委員会をご覧ください。今後各アドバイザーにご出席いただきアドバイスをいただく際、専門委員会について担当専門委員会として記載しております。説明は以上でございます。

(田中会長)

まずこれまでの計画の検証、現状そしてこれからの取り組みをお話いただきましたが、今のお話というのは基本的にはこれに沿ってこれから専門委員会で審議を進めることになるわけですが、そうした意味でも例えばこういう項目の審議検討も必要ではないかと、もし今お考えがあればお声出していただくと今後の方向にもなるので、ちょっといろいろ多様な説明でしたが、すごく重要なところですので少し今の資料を今日それぞれでいいので繰り返し見ていただいて、そういうお気づきを持っていただけたらと思います。5分だけ資料に目をお通しください。

それからウェブでご参加の委員の方もいらっしゃいますがご遠慮なくご意見をお聞かせいただきたいと思います、いかがでしょうか。

(田中会長)

今まで最初の挨拶でも申し上げましたけれども、本当に国も県も市町村も協力体制で取り組んできたわけですが、なかなか思うような効果が上がらないという現状です。そうなってくると、やっぱり今までなかった斬新な対策。できればですね、他の都道府県やってないけど福岡ではこういう取り組みをして結構成果が上がってるというようなね、そんなことができればこれ以上嬉しいことはないんですが、なかなか難しいものですが、そういう意味ではこの取り組みは必要ではないかと、もちろん今日ではなくてもまた次回。はいどうぞ。

（八代委員）

まあ、将来的なことなんですが、出産子育てと青少年育成とこどもに分けるときの年齢が何歳から何歳までなのかとか、それも関わるものではないかなというのの一つと、それと青少年育成のところで自立を促進するとありますが、そこでやはり金銭管理ということが問われてくるのではないかと思いますので、この中でなかなか金銭教育というのが行われていないというふうに思いますので、そういう意味ではこれをこどもの中に入れるのか青少年育成のところに入れるのか、これは非常に、昔であれば現金が目の前にあったのですが、実際に今は現金がなくてもカードなどで買い物ができたり、ということになると見えないところでの負債がどんどん増えるというようなこともあるので、こういうところでこども青少年のところで金銭管理のところも入れてはいかがかなと、お尋ねいたします。

（こども未来課）

こども未来課でございます。年齢に関しては今回国がこども基本法あるいはこども大綱を策定する過程においても議論あったかと思いますが、特定の年齢で区切るということについては考えないというところという話になったかと思います。県のこども計画においても、明示の18歳でありますとか、いくつか目安になる数字というのはあるかと思いますが、そういったところの個別の数字を設けて年齢を区切るということは考えてはおりません、まさに切れ目のない対策においてですね、それぞれの数字のボーダーをちょっと超えたところでというか、そういった年齢についての明確な区切り方法というふうにはちょっと考えていないところでございます。

もう一つの金銭のことにつきましては、中の分かれ方もございますので、後ほどお示ししたいと考えております。

（田中会長）

ありがとうございます。八代委員からの質問をいただいてですね、これで結構言いやすくなったと思います。はい、お願いします。

（船橋アドバイザー）

一つはこどもの新たなチャレンジの応援に入るのかもしれませんが、新たなチャレンジというのだいたい出てくるのが、やる気がある人を応援するというジャンル。そうじゃないチャレンジの応援というのが大事だと思います。どういうことかという、昔明石家さんまがあなたの夢を叶えようという番組があったんですね。ちょっとした誇大な趣味とか夢を伴走する、それを過去出た人ずっと見たら全員成功してるんです。何かというと、ちょっとした成功体験がやっぱり必要で、今北海道でさっき可能性格差っていう問題が出てきた時に、ど

んな些細な夢でも、夢っていうと良くないですね、やりたいことを応援するという伴走の仕組みを作っているんですね。これメディアとかの反応すると思うんですけど、ちょっとした成功体験した子は長期的にはうまくいくということで、私もそうなんですがよくあるビジネスアイデアコンテストは優勝者がいろんなところでロンダリングしているんですね、同じ人が増えている。そうじゃなくて、名無しプロジェクトと呼んでいるのですけれども、名もない子がちょっとした成功をするという、下地を作ると実は長期的に伸びるというようなことがあるので、私中身の方が気になるんですね。

二つ目は全然違う話なんですけども、私の教育界隈で出てきている話が高校生の子の中絶、日本で確か年間800人ぐらいいる。800人の命を失うとともに大体その子は退学しているっちゃうんですね。学校に居場所がないから。アメリカではそういう女性向けの高校があったりするんですね。その一人親家庭なのかな、一人二人じゃないですか、ちゃんとこどもを持ちながらここに通う、みたいな場があって、それは多分やめちゃうと風俗行ったり、だいたい虐待の連鎖、これを専門のちゃんと学校を作るとこどもも増えるし、資格を取ったらそのまま働けるしとか、連鎖がなくなるとすごくいいような気がするんですけども。中絶に限らずこどもを持った女性の子たちが行けるような高校とかを政治的に作ってみちゃうのもありかなと個人的には思っていますけど。

三つ目はちょっとこれ対象に入るかわかりません。留学の業界では、実は海外に留学する国の税金よりも、外国人が日本に来るインバウンド留学というのが予算が3倍ぐらいあったんですね。これは色んな意味があると思うんですけど、税金を使って日本に来てもらったらその税金日本で使うし、家族もくるしということで循環的にもいいですし、雇用も生むんですけども、実は日本ほど先進国で大学の学費が安いところはない。しかもそのまま日本企業で働けるビザを取れるところないんですね。アメリカとかでもなかなかビザおりない。そういう意味で私の感覚では高校生ぐらいから、中学生も高校生も外国の方はなるべく福岡に来てもらって、日本語も覚え、日本も好きになり大学にも行き日本の企業で働く。みたいな流れを作る意味でも、今7番は様々な外国人のこどもへの支援。たぶん何らかの理由で日本に来ているこどもの支援だと思います。そうではなくてもっと多く本当に今ホテルとか飲食とか全ての介護とか人材が足りなくなっていて、私が今、社外取締役やってる会社とか、ネパールにベネッセと日本語センターを作って、今日本にどんどん来てもらってて。本当に国民性がいい国がいくつかあるんですけども、それらを含めてもうちょっと教育なのか分かりませんが、もっと福岡の人材政策、雇用政策というのはその辺まで入っているか分からない中での意見がありますけれども、ちょっと私のアイデアとしてお伝えしたいと思います。

（田中会長）

県の方から今のご意見に対して。

（こども未来課）

二番目と三番目は検討させていただきまして、一つ目のところですね、新たなチャレンジ以外の分なんですけれども、今回基本方向の2番目の8番のところですね、多様な遊びや体験活動ですね、健やかな成長が原点だという考えで入れてるんですけども、ここであたり3番のところですね、こどもの生きる力の育成の中でも入ってくるものと考えております。具体的にこの中で入れてもらうことにつきましては、盛り込みたいと考えております。

(田中会長)

よろしいですか。はい、じゃあその他に何か。はいどうぞ。

(家中委員)

家中と申します。私自身が今7ヶ月の娘を保育園に預けて4月から5ヶ月から保育園に預けて働いているのですが、二点ちょっと質問したいのが、結婚子育ての希望をかなえ・・・4番ですね、その5番目。共働き子育て、男性の家事子育てへの参加の促進と書いてある。この参加というのがすごく気になりまして、男性は当事者なので参加ではない。言葉じりかもしれないんですけども、ちょっと気になった。私自身は主人が料理をするのが当たり前なので、ちょっと参加ってなっちゃうとちょっと当事者意識が薄くなっちゃうのかなという印象があったのと。もう一個が待機児童の先ほど人数変更があったんですけども、この待機児童の数字の出し方をちょっとお伺いしたくて。というのも私は今バスで出勤しているんですけども、お母さんが博多駅から東区香椎照葉までバスに乗ってこどもを連れて帰ってるんですよ。約1時間くらいバスに乗ってるんです、3歳児ぐらい4歳児ぐらい。お母さんやっぱり一時間バスに乗り続けるって結構気持ち悪いんですよ。3歳児のこども、5時6時ぐらい、ちょっとぐずる。保育園も入れていると思うんです。ただ希望する保育園に実際入れたかどうかという数字がちょっと知れたらうれしいなというのがありました。以上です。

(田中会長)

はい。いかがでしたか。

(こども未来課)

はい。一つ目のご指摘についてでございます。私自身も子育てしていく中でですね、妻に手伝うよと言うと怒られております。このご指摘についてはですね、ご指摘のとおりだと思います。参画の方が適切かなというふうに思いますが、持ち帰ってですね。この旨を検討したいと思います。

(子育て支援課)

二つ目につきまして、このままで恐縮でございます。子育て支援課長の川越でございます。待機児童につきましては、これまで国が持っている調査に従いまして、調査数字を出させてもらっております。ご指摘の部分につきましては、この後また部会の方でもご説明できるかと思うんですけども。特定のところを希望されているような方というのは待機児童に含まれないというふうになっておりますので、そういう方については見えない形になっております。これについて詳細につきましては今後いろいろな実情を把握できているところでございますのでまたご説明を差し上げていきたいと思っております、以上です。

(田中会長)

ありがとうございます。はい、どうぞ。

(八代委員)

今の待機児童のところですが、きょうだい児は一緒のところに入園できるんですか。1番目と2番目が別々の保育園に行っていたりとか、自分のところに入れないことがあったり、こ

どもを送り迎えするのに非常に時間がかかっているということも聞いたりするので、同じ保育園にきょうだいが入れるのかどうかということをお伺いしたいなと思います。

（子育て支援課）

引き続いてすいません。子育て支援課長の川越です。今ご質問いただいている件につきましてはですね、保育の入所決定というのが市町村でございます。市町村の方ですね、どのような配慮をされるかというようなことが大きく決定されておまして、もちろん「状況を調査する」「状況のところを理解する」というところでできていますので、もちろん配慮ということはあるんですけど、どういう優先順位になっているのか、あるいは必ずしもということでは決しないというような我々も理解していますので、こういった優先状況こういった配慮状況になっているかこういったところが重要になってくるのかなということで、これにつきまして、またよろしければですね、実情のところでご説明するような機会をいただければと思っております。以上です。

（田中会長）

はいありがとうございます。

（八代委員）

やはり子育てが負担になるということが、非常に一日が24時間では足りないという子育て世代の人の痛切な声を聞くことがあります。そういう意味でもやはりきょう代いは別々のこのところに通わせる、自分も仕事をしている、となると非常にそこでこどもはもういいかな、と若い子世代もそういう姿を見ててきついならもうやめとこうか、結婚もやめとこうかという風につながっていくのではないかなと思うので、やはり子育てがもっと簡単に時間を節約できるような子育てができればいいなと思いますし、市町村で違うと言われますが県が本心を持っていただけると、小さな市町村でもそれに従っていくと思いますので、県の決断が非常に必要ではないかなと思っております。よろしくお願いします。

（田中会長）

ちょっと今のご意見に関連してよろしいでしょうか。今待機児童の問題とか保育所、受入れの問題とか話が出ましたが、実は先ほど待機児童数がかなり減ってきたと。これは取り組みの成果だと思うんですよ。今後を考えると、また待機児童が増える可能性がある。というのが、今保育士養成機関や保育士を育てる団体とか専門学校とか色々ありますが、この入学者減が深刻です。来年度県内3つの養成校が募集停止、老舗の養成校が定員を割ってしまうということが、急激にここに来て進んでおまして、このまま行くと保育士の確保が本当に大変になる。となると高校生とかですね中学生とか将来保育の道に進みたいと思ってくれる何らかの対策をとらないと、今そういう希望者がどんどん減っています、と。この辺、県として何とか対策取れないかな、と思っております。

保育士がいない、どう確保するのか。保育の質をいかに上げるかという問題とともに、それ以前に深刻なので、取組ができたらいなと思います。

（小坂委員）

弁護士の小坂と申します。この四つの柱の1番目、権利の保障について少し意見を述べさせていただきます。この取り組み事項の中項目がこどもの権利、若者の権利の尊重ということになっていますけど、これをもう少し具体的に書いた方がいいのではないかと思います。権利主体として尊重するというのはやはりこどもの持つ権利の保障というのを言いたいというような感じのところだと思いますので、具体的に考えたときに私今思いつくのはですね、一つはこどもの権利の普及啓発ですね。先ほどご説明もあったんですけども、こどもが権利の主体であるということをごどもと大人の両方に伝えていく、で、理解してもらう。これが一つ大事だと思います。もう一つはこどもの意見をしっかりと聞いて、それをそのこどもの支援にも反映させるし、政策にも反映させる。このこどもの意見の尊重というものがとても大事だと思います。もう一つはこどもの権利を守っていてもどうしても権利侵害が起こります。権利侵害が起こった時に、こどもが安心して相談ができて、それで救済してもらえる制度があるというのが大事だと思います。県もいじめレスキューセンターとか立ち上げていただいているんですけど。実はですね自治体の権利救済機関というのが設けられているところがありまして、国のこども大綱の15ページの最後のところに書いてあるんですけども、最後の2行です。「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする」これ実は福岡県には七つの基礎自治体が設置しています。私も宗像市の救済委員を8年間やったことがあるんですけど、とても良い取り組みだと思います。こどもの実態がよくわかるし、こどもたちがエンパワーされるということはとてもいい取り組みだと思いますので、県としても県内の自治体が七つあるというのはなかなかなくて福岡県の進んでいるところだと思うんですね。ここをぜひ県としても把握して後押ししてもらって、県によっては県自体が作っているところがありますのでその設置もぜひご検討いただきたいなと思います。なので今の三つ述べましたがそういったところを中項目として加えていただければかなというのが私の意見です。

(田中会長)

いかがでしょうか。

(こども未来課)

はいご意見ありがとうございます。小坂委員のご指摘した内容につきまして、どれも問題意識としては持っているところでございまして、全てのこどもの権利を知ることであったり、また社会とかこどもに関わる大人たちの権利を教えていくということも大事だと思っておりますし、県の救済の部分につきましても県内の市町村の方でその取組が進められているのも承知しておりますし、私どももいじめレスキューセンターはうちの課の方でもやっておりますのでそういったところも連携して頑張っていきたいと考えております。ご意見ありがとうございます。

(田中会長)

ありがとうございます。

(八代委員)

今七つと言われて6番目にできた那珂川市の委員もしておりますが、住民参画条例を使って住民が条例案を作って、それが今の那珂川市のこども権利条例というものができた、その市民らの一人のところで、一番に権利救済のところは難しいのですがこれがないと条例が成り立たないというところで非常に議論をしたところです。それとやはりこどもの権利ということで、アドボカシーの救済委員というような形で、いろんな学校とか、ただカウンセラーとかが入ったところで、なかなかそこに子どもたちが話しに行くというのが難しい状況があります。そういう意味ではこどもの意見をきちんと聞けるような立場の若い子たちも入れたり、こどもが意見を表現できるような仕組みを作らないと権利救済にもつながりませんし、非常に宗像の権利条例が私たちも目標にしているところなのですが、中身がとても良いので。宗像は95%を超える子どもたちが「こどもの権利条例」があるということを知っていると。福岡県の中で七つある権利条例を持っているところであってもなかなか子どもたちに対する周知も低い数値が出ていますので、やはり啓発というところに力を入れていただくと、権利救済がないとこどもの権利というものも成り立たないという大人の責任でもあると思っておりますのでそこをもうちょっと重点的にやっていただけたらなと思っております。

（田中会長）

はい。ありがとうございます。宗像をお褒めいただきまして、市民として次世代育成審議会の会長として帰って伝えておきます。ありがとうございます。どうぞ。

（船橋アドバイザー）

はい。社会参画なのか1のこども若者の権利主体なのかかわからないんですけど、投票率。今福岡県で20代、平成31年度の21.5%、令和3年16.5%。20代ですね。60代70代だと63%とか46%の中で、若者が100%投票しても多分若者の意見が通らないのが高齢化社会の選挙制度の難しさだと思いますが、少なくともそういう実態になるということを知らない若者が、選挙に行かないというよりはちゃんと小中高学校から政治を教えること、選挙の仕組みを教えるということはすごく大事なんじゃないかなと思います。自分たちで未来を作るという意味で大事です。なので、そういう教育がどこかにあってもいいし、もっとつつこむと、本当は選挙制度的に若者に2倍の権限・特典を与えとか、そうしないと絶対若者の権利にならないので。そこまで、ちょっとかなり政治的にキャッチーな話ですけども、本当はこどもの権利を考えるのであれば、そういうことなんじゃないかなと、若者目線で思っております。

（田中会長）

若者代表として、石橋委員いかがですか。決して発言を強制するわけではなく一言でもお願い申し上げたいと思います。

（石橋委員）

石橋と申します。私も実際投票に行くこともあるんですけども。私の近くに指定されている投票場所は、坂の上とか階段の上とかにしかなくて、私の父が車椅子ユーザーなので、一緒に投票行ったりすることができないとか、そういう行くまでにすごく時間がかかってしまったりするという理由で、あまり投票に行くことが、嫌になるではないんですけども、時間の無駄だと感じてしまう。どうせ私が投票しても何も変わらないだろうなっていう思いが一番あるので、最近はやらないようになっていきます。

（田中会長）

今のお話もあるように、これも一つの憲法課題だなと思います。はい続けてどうぞ。

（石橋委員）

3番の「きめ細やかな対応が必要なこどもへの支援」のところに、「ひとり親家庭への支援」と「障がいのあるこどもへの支援」が含まれているんですけど、「障がいを持つ家族がいる家庭のこどもへの支援」がないことが不思議と言いますか。

先ほど申し上げたように、私自身も中学校高校時代、父親の支援をしながら、学校に通っていて、父も支援とかそういうものを利用して、家に来ていただいたりしていたのですけれども、自分に対する支援、ヤングケアラーとして父の支援に使った時間とかそういうものを巻き返すというか、それで減ってしまった学力の補填、という部分の支援はあまり感じなかったな、ということをおっしゃっているの、増やしていただけるとありがたいなと思います。

（田中会長）

ヤングケアラーの問題は相当注目されています。県としてはこの辺りはどうでしょうか。

（こども未来課）

こども未来課でございます。ヤングケアラーにつきましては、これまで法的な定義がなされていみせんでしたが、今年6月に改正されました子ども・若者育成支援推進法におきまして、家族の介護やその他日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者を国や地方公共団体が支援に努めるべき対象とされています。また、今年度から市町村に設置されておりますこども家庭センターの業務の中にも、ヤングケアラー支援に取り組む枠組みが示されているところであります。今回の計画におきましても、施策の中項目としての記載はされていみせませんが、具体的にはⅢの1「児童虐待の防止と社会的養護の推進」の中で記載する方向で考えているところでございます。

（田中会長）

そういうことをまたその議論が本格的に始まりましたらどんどんこうやって声を出していただきたいと思ひます。はい、お願いします。

（安河内委員）

先ほど中絶という話がありましたけども、やはり高校生にもう少し何と言ひますか、中学生ぐらいからやっただ方がいいのかもしれないけれども、実際的な性教育をやる必要があるのではないかと、先ほどから何度も見てるんですけど、そういうようなものがなさそうなので。やはり自分が望まない妊娠をしてしまうと、中絶する場合もあるでしょうし、できちゃった婚する場合もあるでしょうし、望まない妊娠が虐待につながっているということは、統計的には有意に、明らかになっていると思うので。彼らが自分で自分の再生産をどのようにするのかを自分で決めるということをきっちり教えてあげる、ということも大事なことかなと思うので。私が知ってる性教育は、図式的に男性と女性が出てきて、精子がこう入っていったらこうなるんですよ、みたいな。そういうのではなくて、やっぱりもっと実際的に、例えばコンドームはこうふうにして着けます、とか女性は絶対妊娠したくないと思うんだったら、

今、男性まかせになっているので、それでいいのか、とか。女性の方を。そういうところも含めてやっぱりもう少し、自分の一生にかかわることなので、自分のその後の家庭の作り方をどういう風にするのかという、その基礎だと思うので、性教育をきっちり教えていくということが大事なかと。それが次の世代をどういう風にして、自分が責任をもって作っていくかということにつながっていくのではないかと思いますので、そういうものもどこかに入れていただけるといいかなと思います。特に女性に対してもっと、もちろん男性もですけども、女性がやっぱり決めて行かなくちゃいけない部分が大きいかと思うので。女性が決めていくんですよ、あなたが自分の人生を決めていくんですよ、ということをもうちよっとちゃんとしっかり教えていく必要があるのかなと思います。

（田中会長）

今のお話は中高生あたりがターゲットになっているかと思います。ちょっと私の意見を言わせていただきます。もう一方で、実は幼児教育をずっとやってきた関係上、今回の審議、効果を上げるためには、それこそ幼児教育が非常に力を持っていると思ってまして。例えば、県議会議員の方も委員としていらっしゃいますが、県議会の中でも（取り上げられました）。高等学校の学習指導要領にこどもを持つことの大切さ、素晴らしさ、これが入ってまいりまして。これが少子化対策の一つかなと思うのですけれども、私に言わせれば、高校生では遅すぎる。高校生にもしそういう教育をしたら、こどもを持たなきゃいけない思いを持たせる教育はできるけれども、もう高校生ぐらいでは、持ちたい心を育てる教育はできないと思ってまして。幼児期がすごくいい時期で、幼児っていうのは2歳3歳なんだけども、とてもちっちゃな赤ちゃんとかこどもが大好きになる時期があります。赤ちゃんごっこしたり、子育てごっこしたり、色々します。ああいう時期を大事にして、男の子も女の子も大きくなって、こどもが持ちたい、自分が育てたい、こういう心の奥からの思いを持たせる大チャンスなので、ぜひ、専門委員会とか、そういうこともちょっと検討いただくと、あまり今まで国もどこもやってこなかったことで、私はとても効果的だと思っています。とかそういうですね、何か今までやってないということもやろうよみたいな動きがあります。はいどうぞ。

（家中委員）

今のお話を聞いて、女性があなたの人生を決めていくのは自分自身ですよという。本当にその通りだと思っていて、私はどちらかと言うとそういう考えで来たんですけども、その時やっぱり必要っていうのが、パートナーの問題、男性の存在というのが必要だと思うんですね。見てみるとちょっと男性っていうのがちょっと薄い感覚なんです。私の主観です。男性の感覚がちょっと薄いかなというふうに思っております。やっぱり、こどもを授かっていろんな状況があってお別れして、養育費の問題だったりとか、結局金銭的にお母さんがちょっと心が苦しくなって、こどもに手を上げてしまったりとか、やっぱりその金銭っていうところで、男性からの支援が途絶えてしまうことによって、ちょっと悲しい事件が起きたりするものも現実としてあるので、何かこう男性を、教育とまでは言わないのですけれども、何かあればいいなと感じたところです。以上です。

（田中会長）

これはどちらがお答えという問題でもないですが、これこそ、幼児期からはじまる教育を担当審議される専門委員会で、非常に重要な問題、指摘だと思うので。私も先ほど申し上げましたが幼児期だったら結構簡単にいくんですよ。幼児は素直ですから。そういうことも含めて、ご検討いただければと。

（田中会長）

ちょっと時間も迫ってまいりましたので、他にご意見もいろいろあると思いますが、一旦ここで今日の審議を終わらせていただいて、もしまだ他にあれば委員の方から県の方にこういうものを取り上げていただければと思います。みたいなのは大丈夫ですよ。

（こども未来課）

もちろんございます。文章の方でももちろん結構でございます。意見書の形でも、様式は問いませんのでいただければと思います。

（田中会長）

ということですので、ぜひいろいろなご意見をお寄せいただければと思います。とりあえずこれに関する審議を終わらせていただきまして、今色々なご意見お話しいただいてありがとうございます。このあたりで今後のスケジュールの説明をしていただきたいと思います。

（こども未来課）

こども未来課でございます。右方資料の6をお願いいたします。審議事項5の「今後のスケジュールについて」です。こども審議会と各専門委員会に係るスケジュール予定をお示ししております。7月の分、今回のことが第1回の審議会でございますが、来週は各専門委員会を開催させていただきまして、本日お示しました基本的な考え方基本的な方向についてもご議論いただきたいというふうに考えております。また10月に予定しております、第2回の審議会に向けまして計画の素案を策定してまいります。またスケジュールも一番下のところ、表の欄外に※印で記載しておりますが、第2回の審議会及び専門委員会の前に、こどもや子育て当事者からの意見聴取を行ってまいりたいと考えております。具体的な聴取方法はワークショップであったり、WEBアンケートを行ったり。また児童福祉施設等で個別訪問をいたしまして、多少期間要することですが、当事者の方々からお話をお伺いすることをしていきたいと考えております。またそれによって様々な環境面でのお子様から意見聴取を行ってまいりたいと考えております。その意見を踏まえました計画の素案につきましては、10月に予定しております第2回の各専門委員会に議論をいただきまして、いろいろな内容を踏まえて同じく10月に第2回の審議会でも審議をしていただきたいと思いますと考えております。またその後1月になりますけれども、第3回の審議会も予定しております。この際にはまた同じく第3回の専門委員会、また答申案について専門委員会におかけして御議論いただいた後、第3回の審議会の場で審議をいただくこととしております。説明については以上でございます。

（田中会長）

はい、ありがとうございます。今後のスケジュールのご説明をいただきましたが、何かご意見ありますが。はい、それでは審議事項はこれで終わりなんですけれども、全体を通して、何かご意見ありましたら。

（八代委員）

すいません。県はこどもの権利条例は県として作られるご予定は。先ほどから県内で七つできておりますけども、去年県の担当の方に来ていただいて、あすばるでこども研究についての研修会を受けたときに、なかなか県ができないので市町村の方からどんどん上げてくれと言われたことがあるのですが。県が作ると各市町村も真剣に作ると思うんですよね。なかなか、福岡県60市町村の中で七つというのは少ないのではないかなと思って、やろうと言ったら市町村は一生懸命やると思うのですが、県の姿勢はいかがなものか、というふうにちょっとお伺いしたいと思います。

（こども未来課）

すいません。県が条例を作るかどうかということなんですけれども、私ども先日6月議会にも質問をいただいたところなんですけれども。私どもといたしましては今回こども大綱にこどもが権利の主体であることが示されております。それを踏まえまして今回こども計画を作るようにいたしまして、本日お示ししました計画の第1番目の方針として、こどもが権利の主体であるということを示すものを入れております。そういう中で、本日ご意見いただきましたいろいろな普及啓発であったり、救済機関の情報であったり、周知であったりそういったものも取り組んでいけたらなと考えておりまして、また私どもが今回計画の中でそういったこどもに関する基本的な方針であることを入れていくことで、市町村も今年こども計画を作ってまいります、その中でこどもの権利に関しましてですね、私どもの計画を踏まえてこども計画を作ってまいりますので、その計画の中でこどもの権利の取り組みを進めていきたいと考えております。

（田中会長）

これはなかなか今すぐに決めて答えるという問題でもなさそうなので、またいろいろとご検討いただきたいと思います。時間の関係もありますので、審議の方は終了させていただきます。今日もいろいろな活発なご意見をいただきありがとうございました、どうぞよろしくお願い致します。事務局の方もいろいろ出た意見も検討いただいて、できるだけ今後の検討対象の中に含めていただけるものは積極的に含めていただくようお願い致します。それでは事務局の方に議事進行をお返しします。

（司会）

はい、事務局でございます。田中会長、各委員の皆様、アドバイザー船橋様ありがとうございました。本日の議事概要でございますが、事務局にて取りまとめをいたしまして後日皆様にご確認をお願いさせていただく予定でございます。よろしくお願い致します。それでは最後に本県福祉労働部長の福田より、閉会のご挨拶をさせていただきます。

（福田部長）

福祉労働部長の福田でございます。皆様には本日大変お忙しい中、第1回の福岡県こども審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。長時間にわたる会議の中、的確な議事運営にご尽力いただきました、田中会長、また終始熱心にご審議いただきました各委員の皆様、そして本日ご出席の船橋様をはじめ、貴重なご助言をいただきました各アドバイザーの皆様、改めて深く感謝を申し上げます。今日は意見をいただきましてありがとうございました。この福岡県のこども計画でございますが、これは県のこども政策を総合的に推進していくための重要な計画となっております。今後3つの専門委員会におきまして、さらに詳細なご議論をいただければと考えております。この計画がすべてのこどもが未来に希望をもちまして、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県の実現につながる内容になりますよう、皆様には引き続きこれから第2回第3回審議会がございます。熱心にご審議いただきますようお願い申し上げます。私の挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

（司会）

皆様ありがとうございました。それではこれをもちまして第1回福岡県こども審議会を終了いたします。今後2回目以降も審議会につきまして皆様どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

最後に事務的なお願いでございます。本日お配りしております資料のうち、製本しております冊子につきましては、できましたらそのまま置いて帰っていただければと思います。もしも持って帰りたいとご希望ございましたら、事務局に別途お申し出いただければと思います。よろしくお願い致します。